

令和5年度 第5回理事会

令和5年(2023年)4月20日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p style="text-align: center;">530</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。</p> <p>(実施)</p> <p>第3条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(検定員)</p> <p>第5条 検定員は、教育本部内の専門委員・スキーパトロール技術員等とし、本連盟教育本部長が委嘱する。</p> <p>(会期)</p> <p>第6条 会期は、<u>3</u>日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場)</p> <p>第7条 会場は、<u>2</u>会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。</p> <p>2 受検者は1会場に限り受検することができる。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第8条 本連盟登録会員で級別テスト1級以上であること。</p> <p>2 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。</p> <p>3 受検する年度の4月1日<u>現在</u>、20歳以上の者。</p> <p>この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>4 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第9条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告及び発表)</p> <p>第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第11条 検定基準は、別にこれを定める。</p>	<p style="text-align: center;">530</p> <p style="text-align: center;">公認スキーパトロール検定規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、公認スキーパトロール検定会(以下「検定会」という。)に関する必要な事項を定める。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 検定会は、スノースポーツを楽しむすべての人々に、高品質で安全・安心なサービスを提供できるスキーパトロールを認定することを目的とする。</p> <p>(実施)</p> <p>第3条 検定会は、本連盟の主催・主管で行う。</p> <p>(周知)</p> <p>第4条 検定会開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。</p> <p>(検定員)</p> <p>第5条 検定員は、教育本部内の専門委員・スキーパトロール技術員等とし、本連盟教育本部長が委嘱する。</p> <p>(会期)</p> <p>第6条 会期は、<u>2</u>日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。</p> <p>(会場)</p> <p>第7条 会場は、<u>1</u>会場を原則とし、諸事情により、会場数を変更することができる。</p> <p>(受検資格)</p> <p>第8条 本連盟登録会員で、級別テスト1級以上。</p> <p>2 赤十字救急員認定証の交付を受けているか、救急I課程修了者(消防学校において、135時間以上の教育を受けた者)、医師・看護師・准看護師又は、救急救命士の資格を有すること。</p> <p>3 受検する年度の4月1日<u>時点で</u>、20歳以上。</p> <p>この場合の年度とは、本連盟の定款第6条に定められた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。</p> <p>4 加盟団体が実施するスキーパトロール養成講習会を検定会までに修了し、養成講習修了証または所属加盟団体によって証明された者。ただし、修了した養成講習の有効期間は3か年とする。</p> <p>(合格者の手続)</p> <p>第9条 合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。</p> <p>(結果の報告及び発表)</p> <p>第10条 主任検定員は、検定会実施の結果を速やかに検定委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後2週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。</p> <p>2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。</p> <p>(検定基準)</p> <p>第11条 検定基準は、別にこれを定める。</p>	<p>会期変更</p> <p>会場数変更</p> <p>2項削除</p> <p>文言変更</p>

<p>第 12 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 11 月 改訂 昭和 63 年 5 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 8 年 10 月 15 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 20 年 6 月 25 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 28 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正</p>	<p>第 12 条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和 61 年 11 月 改訂 昭和 63 年 5 月 改訂 平成 5 年 6 月 26 日 改正 平成 8 年 10 月 15 日 改正 平成 12 年 9 月 20 日 改正 平成 18 年 11 月 1 日 改正 平成 20 年 6 月 25 日 改正 平成 23 年 9 月 20 日 改正 平成 25 年 7 月 9 日 改正 平成 28 年 7 月 15 日 改正 平成 29 年 7 月 15 日 改正 令和 2 年 11 月 6 日 改正 <u>令和 5 年 4 月 20 日 改正</u></p>	
---	--	--